

首都圏広域地方計画協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、首都圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(広域地方計画区域)

第2条 首都圏広域地方計画区域（以下「計画区域」という。）は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号。以下「法」という。）第九条第一項第一号の規定に基づき、埼玉県、東京都及び神奈川県並びに国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号。以下「政令」という。）第一条第一項に定める茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び山梨県の区域を一体とした区域とする。

2 この規約において「広域首都圏区域」とは、計画区域並びに当該計画区域に隣接する福島県、新潟県、長野県及び静岡県を一体とした区域とする。

(目的)

第3条 協議会は、法第十条第一項の規定に基づき、首都圏広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議する。

2 協議会は、前項の協議に際して、広域首都圏区域のうち計画区域に隣接する福島県、新潟県、長野県及び静岡県に係る事項については、首都圏広域地方計画に密接な関係を有すると認められる限りにおいて、協議するものとする。

(組織)

第4条 協議会は、法第十条第一項の規定に基づき、政令第二条に定める国の地方行政機関で計画区域の全部又は一部を管轄するもの並びに計画区域内の都県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）により組織する。

2 協議会は、法第十条第二項の規定に基づき、必要があると認めるときは、協議により、計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、計画区域に隣接する地方公共団体その他首都圏広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。

3 協議会は、法第十条第三項の規定に基づき、第一項の規定による国の地方行政機関、都県及び指定都市の長又はその指名する職員、前項の規定により加わった地方公共団体の長又はその指名する職員並びに前項の規定により加わった者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、構成員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

4 会長の任期は原則二年とし、再任を妨げない。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見等を求めることができる。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 構成員は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる。
- 3 会長は、やむを得ない理由により協議会を開催することができない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の協議が調ったものとするができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会については、公開とする。

- 2 協議会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。
- 3 協議会が公開することが適切でないとする会議、資料及び議事概要については、非公開とする。
- 4 公開とする資料及び議事概要については、協議会終了後速やかに公開する。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第8条 協議会は、法第十条第五項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会において協議が調った事項については、法第十条第六項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(分科会)

第11条 協議会に、北関東・磐越地域分科会（以下「分科会」という。）を置く。分科会において、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関する事務は、首都圏広域地方計画推進室において行う。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月14日から施行する。